

令状説明会配付資料

令状当直時の留意事項

1 受付事務、令状表書き

(1) 受付

ア [REDACTED]

また、受付印は、地裁用、簡裁用があるので、押し間違えない。

イ 緊急逮捕状請求書及び勾留請求書の受付印には必ず受付時刻を記載する。

ウ 事件簿に受領印をもらい忘れない（特に勾留請求と同時になされた接見禁止決定謄本や捜索差押許可状について）。

エ 事件番号や符号(例、(1))の誤記や、記載を忘れない。

(2) 令状表書き

ア 引用方式の逮捕状の別紙として、被疑事実の要旨や逮捕状請求書謄本を引用しない（請求書原本を引用・添付する。）。

他の令状には、令状請求書の原本を引用しない（令状請求書原本を引用できるのは逮捕状のみ。）。

イ 捜索差押許可状等の請求者の官公職氏名の記載を忘れない（裁判官の氏名よりも下段に記載するので、見落としがちになる。また、使用するゴム印に注意する。警察署用と警察本部用がある。）。

ウ 捜索差押許可状の別紙の添付を間違えない。

(ア) 別紙第1と第2の順序を間違えない。

(イ) 数通発付する際の別紙の添付を間違えない。

エ 1通の検索差押許可状請求書で複数の検索場所が記載されていないかを確認し、複数の検索場所が記載されていれば、場所ごとに検索差押許可状を発付する（数通発付となる。）。

オ 夜間執行の許可を求めている場合には、「夜間執行することができる」旨の記載を忘れない。

カ 強制採尿用の搜索差押許可状には、「搜索差押えについての条件欄」の記載を忘れない（[REDACTED]別紙を添付して引用する。）。

キ 逮捕状など令状の更新の場合には、[REDACTED]
[REDACTED]という有効期間となる。

ク 庁印、書記官印は、地裁と簡裁の分があるので、押し間違えない。

2 勾留状等作成、勾留質問立会

(1) 勾留質問調書や通訳人尋問調書の裁判官認印をもらい忘れない。

(2) 上記調書が複数枚になった場合は、契印を忘れない。

(3) 接見等禁止決定

ア 決定は6種類ある（被疑者用と被告人用、成人と少年用、日本人と外国人用）ので、間違えない（[REDACTED]
[REDACTED]（[REDACTED]）で作成できる。）。

イ 外国人用接見等禁止決定に記載する領事官の国名を書き忘れたり、間違えない。

ウ 決定原本に、「即日検察庁へ謄本送付済 ㊞」の押印を忘れない。

エ 接見等禁止決定がされた場合、請求書、決定原本、被疑者用送達報告書は裁判所で保管するので、請求者に決定謄本と共に交付しない。

オ 勾留通知（郵便、電話）の際に、禁止決定がなされている場合は必ずその旨付け加えることを忘れない（ゴム印を押して記載）。

(4) 通訳料請求書、旅費日当請求書の作成

ア 複数被疑者を一人の通訳人が通訳した場合、通訳料請求書は被疑者ごとに作成してもらう（立会開始及び終了時刻を欄外に鉛筆書きする。）。

イ 請求書備考欄に、「旅費日当は検察庁で支払い ㊞」の記載を忘れない。

ウ 現留の場合は、裁判所で往路分の旅費と日当を支払うので、旅費日当請求書も記載してもらう（裁判官の押印をもらうこと）。

(5) 外国人被疑者のビデオ視聴確認書は検察庁へ引き継がない。

(6) 私選弁護人選任（当番弁護士）制度利用の申し出があった場合、弁護士会への留守電への録音、ファクシミリ送信を忘れない。